

農地法第4条第1項第7号の 規定による農地転用届出書

(宛先) 金沢市農業委員会会長 殿

令和8年 4月 1日

届出者 金沢 太郎 印

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項第7号の規定により届け出ます。

1. 届出者の住所及び職業

住所	職業
金沢市広坂1丁目1-1	農業

2. 土地の所在等

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	土地所有者		耕作者	
		登記簿	現況		氏名	住所	氏名	住所
広坂1丁目	56	田	田	500	金沢太郎	広坂1丁目1-1	同左	同左
〃	109-1	畑	畑	280	〃	〃	〃	〃
〇〇1丁目	100	畑	畑	300	金沢太郎	広坂1丁目1-1	同左	同左
(△△土地区画整理地1街区1番 150㎡)		区画整理中の場合、仮換地後の地番、面積を括弧書きで記載						
計		930		㎡	(田	650㎡	畑	280㎡)

3. 転用計画

転用の目的	共同住宅 建設予定地							
転用の時期	(工事着工時期)	令和8		年	4	月	20	日
	(工事完了時期)	令和8		年	9	月	20	日
転用の目的に係る事業又は施設の概要	事業又は施設の種類	同左数量	同左建築面積 (㎡)	この事業又は施設に係る取水、排水施設等				
	共同住宅	1棟	200	取水関係	予定地点	前面公道		
					取水方法	公水道		
					取水日量 (m3)	100		
				排水関係	排水地点	前面公道		
					排水処理方法	公共下水道		
			排水日量 (m3)		100			

区画整理中の場合、仮換地後の面積の合計を記載

4. 転用することによって生じる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要

側溝を新設し、周知に影響を与えないよう適切な措置を取る。

(注意事項)

(1) 届出手続き

(ア) 都市計画法による市街化区域内的の農地を転用しようとするものは、農地の転用行為に着手する前に、この届出書を農業委員会に提出しなければならない。

(イ) 届出書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

(I) 土地の位置を示す公図及び見取図の写し 各1通
(ただし、仮換地証明書を添付する場合は不要)

(II) 現住所が登記事項証明書記載の住所と異なる場合、住民票又は住居表示変更通知書等(登記事項証明書記載の住所から現在の住所までの履歴を確認できるもの)

(III) その他、審査において必要となる参考書類
(合意解約関連資料、仮換地証明書、相続関連資料等)

(2) 登記事項証明書の省略

届出申請地において、登記手続き中(権利又は表示部の移動等)の場合には、確認に時間を要する場合があります。

そのため、上記の場合においては、登記手続きを行っていることが分かる書類を事前に添付していただくことを推奨しております。